

～感染症関連情報（スポット情報）～

件名：中国における鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例の状況（家禽との直接接触は避けてください。）（その27）

平成30年7月24日

在瀋陽総領事館

【ポイント】

- 中国国内では、鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例の状況が発表されています。生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避けるなど、引き続き予防に心がけてください。

1. 中国における鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染症例

中国の国家衛生健康委員会（National Health Commission（NHC））は、2018年1月から6月までの鳥インフルエンザA（H7N9）のヒト感染例を次のとおり発表しています。中国ではこれまでに多くの感染例が報告されていますので、以下2（3）を参考に引き続き予防に心がけてください。

当該月に報告された感染例 死亡例

2018年	1月	1例	0例
	2月	1例	1例
	3月	0例	1例
	4月	0例	0例
	5月	0例	0例
	6月	0例	0例

2. 鳥インフルエンザA（H7N9）について

（1）症状

これまで海外で報告された情報によると、多くの患者に発熱や咳、息切れ等の症状が見ら

れたことに加え、重症の肺炎に発展、中には死に至るケースが見られました。ただし、この病気の詳細はまだ分かっていません。

（２）感染源

現時点において感染源は不明ですが、鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染すると考えられています。ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていません。

（３）予防

鳥インフルエンザA（H7N9）に対する一般的な予防策は以下のとおりです。

- 休息、栄養を十分に取り、体に抵抗力をつける。
- 手指等の衛生保持に心掛ける。
- 咳やくしゃみの症状がある患者とは、可能な限り濃厚接触を避ける。
- 温度の変化と乾燥しすぎに注意する。
- 高熱、咳、呼吸困難等の症状が見られた時は、適切なタイミングで専門医の診断を受ける。

また、鳥インフルエンザA（H7N9）の特徴及び上記に追加する具体的予防策は以下のとおりです。

- 生きた鳥を扱う市場や家禽飼育場への立入を避ける。
- 死んだ鳥や放し飼いの家禽との接触を避ける。
- 鳥の排泄物に汚染された物との接触を避ける。
- 手洗い、うがいにつとめ、衛生管理を心がける。
- 外出する場合には、人混みは出来るだけ避け、人混みではマスクをする等の対策を心がける。

（４）発生地域からの帰国時・帰国後の対応

帰国時に発熱、咳、のどの痛みなどの症状がある場合には、検疫所の健康相談室に申し出てください。また、帰国後10日以内にこれらの症状が出た場合には、速

やかに最寄りの医療機関を受診し、発生地域に渡航・滞在していたことを伝えてください。

3. 海外渡航の際には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>)

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

(参考情報) 内閣官房 (新型インフルエンザ等対策)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/about_h7n9.html

鳥インフルエンザ (H7N9) について (厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/h7n9.html

中国国家衛生計画生育委員会

<http://www.nhfpc.gov.cn>

香港衛生署衛生防護センター

http://www.chp.gov.hk/en/guideline1_year/29/134/332.html

マカオ特別行政区政府衛生局

<http://www.ssm.gov.mo/portal/>

WHO : Avian influenza A(H7N9) virus

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5367

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>（スマートフォン版）

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（モバイル版）

（現地公館等連絡先）

○在中国日本国大使館

（管轄地域：北京市，天津市，陝西省，山西省，甘肅省，河南省，河北省，湖北省，湖南省，青海省，新疆ウイグル自治区，寧夏回族自治区，チベット自治区，内蒙古自治区）

住所：北京市朝陽区亮馬橋東街1号

電話：（市外局番010）-8531-9800（代表）

（市外局番010）-6532-5964（邦人援護）

国外からは（国番号86）-10-8531-9800（代表）

（国番号86）-10-6532-5964（邦人援護）

ホームページ：http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在広州日本国総領事館

（管轄地域：広東省，海南省，福建省，広西チワン族自治区）

住所：広州市環市東路368号花園大廈

電話：（市外局番020）-83343009（代表）

（市外外局番020）-83343090（領事・査証）

国外からは（国番号86）-20-83343009（代表）

(国番号 86) -20-83343090 (領事・査証)

ホームページ : <http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/>

○在上海日本国総領事館

(管轄地域 : 上海市, 安徽省, 浙江省, 江蘇省, 江西省)

住所 : 上海市万山路 8 号

電話 : (市外局番 021) -5257-4766

国外からは (国番号 86) -21-5257-4766

ホームページ : <http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

○在重慶日本国総領事館

(管轄地域 : 重慶市, 四川省, 貴州省, 雲南省)

住所 : 重慶市渝中区鄒容路 68 号 大都会商厦 37 階

電話 : (市外局番 023) -6373-3585

国外からは (国番号 86) -23-6373-3585

ホームページ : http://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在瀋陽日本国総領事館

(管轄地域 : 遼寧省 (大連市を除く), 吉林省, 黒龍江省)

住所 : 瀋陽市和平区十四緯路 50 号

電話 : (市外局番 024) -2322-7490

国外からは (国番号 86) -24-2322-7490

ホームページ : <http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/>

○在瀋陽日本国総領事館大連領事事務所

(管轄地域 : 大連市)

住所 : 大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 3F

電話 : (市外局番 0411) -8370-4077

国外からは (国番号 86) -411-8370-4077

ホームページ : <http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在青島日本国総領事館

(管轄地域：山東省)

住所：青島市香港中路 59 号 国際金融中心 45F

電話：(市外局番 0532) -8090-0001

国外からは(国番号 86) -532-8090-0001

ホームページ：<http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○ 在香港日本国総領事館

住所：46 - 47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong)

香港中環康樂廣場 8 号交易廣場第一座 46 楼及 47 楼)

電話：2522-1184

国外からは(国番号 852) 2522-1184

ホームページ：<http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index02.html>